

「法人キャッシュカード規定」 新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

改正後	改正前
1.（カードの利用） <u>(1) 当組合およびセブン銀行の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金（以下「預金」といいます。）に預入れをする場合。</u> <u>(2) 当組合およびセブン銀行の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合。</u> <u>(3) 当組合の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。</u> <u>(4) その他当組合所定の取引をする場合。</u> 2.（預金機による預金の預入れ） (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当組合またはセブン銀行所定の種類の紙幣に限り、また、1回あたりの預入れは、当組合またはセブン銀行所定の枚数による金額の範囲内とします。 3.（支払機による預金の払戻し） (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合またはセブン銀行所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当組合またはセブン銀行所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内（但し、1日あたりの払戻しについて当組合が代表者から当組合所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内）とします。 5.（自動機利用手数料等） (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、当組合またはセブン銀行所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。 (2) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当組合またはセブン銀行所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。 (3) 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。<u>なお、セブン銀行の自動機利用手数料は、当組合からセブン銀行に支払います。</u> 7.（預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い） (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限	1.（カードの利用） <u>① 当組合の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金（以下「預金」といいます。）に預入れをする場合。</u> <u>② 当組合の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合。</u> <u>③ 当組合の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。</u> <u>④ その他当組合所定の取引をする場合。</u> 2.（預金機による預金の預入れ） (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当組合所定の種類の紙幣に限り、また、1回あたりの預入れは、当組合所定の枚数による金額の範囲内とします。 3.（支払機による預金の払戻し） (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当組合の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内（但し、1日あたりの払戻しについて当組合が代表者から当組合所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内）とします。 5.（自動機利用手数料等） (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、当組合所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。 (2) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当組合所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。 (3) 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。 7.（預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い） (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限

改正後	改正前
り、当組合所定の入金票へ法人名、金額等必要事項を記入し通帳とともに提出することにより預入れをすることができます。<u>なお、セブン銀行の窓口では、この取扱いはしません。</u> (2) 停電、故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合所定の払戻請求書へ届出の印章により記名押印し通帳とともに提出することにより払戻しをすることができます。<u>なお、セブン銀行の窓口では、この取扱いはしません。</u> 12. (預金機・支払機・振込機への誤入力等) 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。<u>なお、セブン銀行の預金機・支払機を使用した場合のセブン銀行の責任についても同様とします。</u>	り、当組合所定の入金票へ法人名、金額等必要事項を記入し通帳とともに提出することにより預入れをすることができます。 (2) 停電、故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合所定の払戻請求書へ届出の印章により記名押印し通帳とともに提出することにより払戻しをすることができます。 12. (預金機・支払機・振込機への誤入力等) 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。